日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例【補足資料】（国民健康保険税の軽減額）

資料１－２

○ 低所得者世帯に係る国民健康保険税（均等割額）の軽減

単位：円

条	項	号		区分	改正後（令和８年度）			改正前（令和７年度）		
					均等割額	軽減割合	軽減する額	均等割額	軽減割合	軽減する額
第21条	第１項	第１号	ア	基礎課税額（医療分）	49,500	0.7	34,650	42,200	0.7	29,540
			イ	後期高齢者支援金等課税額	16,700	0.7	11,690	15,600	0.7	10,920
			ウ	介護納付金課税額	16,800	0.7	11,760	17,900	0.7	12,530
			エ	子ども・子育て支援納付金課税額	1,500	0.7	1,050			
			オ	（18歳以上被保険者均等割額）	120	0.7	84			
		第２号	ア	基礎課税額（医療分）	49,500	0.5	24,750	42,200	0.5	21,100
			イ	後期高齢者支援金等課税額	16,700	0.5	8,350	15,600	0.5	7,800
			ウ	介護納付金課税額	16,800	0.5	8,400	17,900	0.5	8,950
			エ	子ども・子育て支援納付金課税額	1,500	0.5	750			
			オ	（18歳以上被保険者均等割額）	120	0.5	60			
		第３号	ア	基礎課税額	49,500	0.2	9,900	42,200	0.2	8,440
			イ	後期高齢者支援金等課税額	16,700	0.2	3,340	15,600	0.2	3,120
			ウ	介護納付金課税額	16,800	0.2	3,360	17,900	0.2	3,580
			エ	子ども・子育て支援納付金課税額	1,500	0.2	300			
			オ	（18歳以上被保険者均等割額）	120	0.2	24			

○ 子ども（未就学児）に対する国民健康保険税（均等割額）の軽減

単位：円

条	項	号		区分	改正後（令和８年度）				改正前（令和７年度）			
					均等割額	低所得者軽減	軽減割合	軽減する額	均等割額	低所得者軽減	軽減割合	軽減する額
第21条	第２項	第１号	ア	基礎課税額（医療分）	49,500	0.7	1/2	7,425	42,200	0.7	1/2	6,330
			イ		49,500	0.5	1/2	12,375	42,200	0.5	1/2	10,550
			ウ		49,500	0.2	1/2	19,800	42,200	0.2	1/2	16,880
			エ		49,500	0.0	1/2	24,750	42,200	0.0	1/2	21,100
		第２号	ア	後期高齢者支援金等課税額	16,700	0.7	1/2	2,505	15,600	0.7	1/2	2,340
			イ		16,700	0.5	1/2	4,175	15,600	0.5	1/2	3,900
			ウ		16,700	0.2	1/2	6,680	15,600	0.2	1/2	6,240
			エ		16,700	0.0	1/2	8,350	15,600	0.0	1/2	7,800
		第３号	ア	子ども・子育て支援納付金課税額	1,500	0.7	1/2	225				
			イ		1,500	0.5	1/2	375				
			ウ		1,500	0.2	1/2	600				
			エ		1,500	0.0	1/2	750				

2026/7/2